⑿　施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。
⒀　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒁　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
　当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び確認資料を提出したときに限り、東北地方整備局総務部契約課（〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　電話022―225―2171）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
⒂　本公告における内容の詳細については、入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tadashi Nawata Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of road improvement for the Motoyoshi-kesennuma area in Route45
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 6 August 2014
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 17 September 2014 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 17 September 2014 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 17 September 2014)
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15 Futsuka-machi Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

別表１　本入札手続きに係る期間等
　申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（上記４．⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに午後４時までとする。
①　入札説明書の交付期間　公告の日から平成26年９月17日午後４時まで
②　申請書等の提出期限　平成26年８月８日午後４時まで
②’見積書の提出期限　平成26年８月21日午後４時まで
③　入札の締切　平成26年９月17日午後４時まで
④　開札日時　平成26年９月24日午後１時30分
⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、平成26年９月３日まで）

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年７月24日
分任契約担当役
独立行政法人国立文化財機構
奈良文化財研究所長　松村　恵司
◎調達機関番号　609　◎所在地番号　29
１　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　奈良文化財研究所本庁舎新営その他工事
⑶　工事場所　奈良県奈良市二条町二丁目９番の１（奈良文化財研究所本庁舎構内）
⑷　工事概要　本工事は、奈良文化財研究所本庁舎（鉄筋コンクリート造地上４階・地下１階建、建築面積約2,821㎡、延べ面積約12,312㎡）の新営建築一式その他工事である。
　なお、本工事に関連する電気設備工事及び機械設備工事については別途発注される予定である。
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成28年３月31日まで。
⑹　使用する主要な資機材　鉄筋約1,540ｔ、コンクリート約11,000㎥、板ガラス約1,200㎡
⑺　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑻　本工事は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料、技術提案書（以下「技術提案書等」という。）の提出並びに入札等を紙入札方式により行う。
⑼　本工事は、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。
２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、分任契約担当役　独立行政法人国立文化財機構　奈良文化財研究所長から、本工事に係る共同企業体としての競争参加資格の認定を受けていること。
⑴　独立行政法人国立文化財機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第４条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有するものであること。
⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされた者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体の構成員の代表者は1,190点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、990点）以上であること。
⑷　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了し、次の基準を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
①　単体又は共同企業体の代表者　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で地上３階以上地下１階以上かつ延べ面積7,300㎡以上の庁舎、研究施設又は学校施設の新営工事
②　共同企業体の代表者以外の構成員
庁舎、研究施設又は学校施設の新営工事
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建設工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体での参加の場合の構成員の数は、２又は３社とすること。
⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。